
第2章

施策の展開

1. 都市の緑づくり — 緑の舞台をつくる —

施策の方針

『都市の緑づくり』では、

- ・ 緑の舞台の背景となる『貴重な自然環境』の保全・創造
- ・ 様々な市民サービスの場となる『都市公園の整備・活用』
- ・ 水辺や歴史・田園・自然の松戸市の特徴を活かした『個性ある緑の空間』の形成
- ・ 拠点・空間そして生活圏をつなぐ『緑と水辺の回廊』の形成

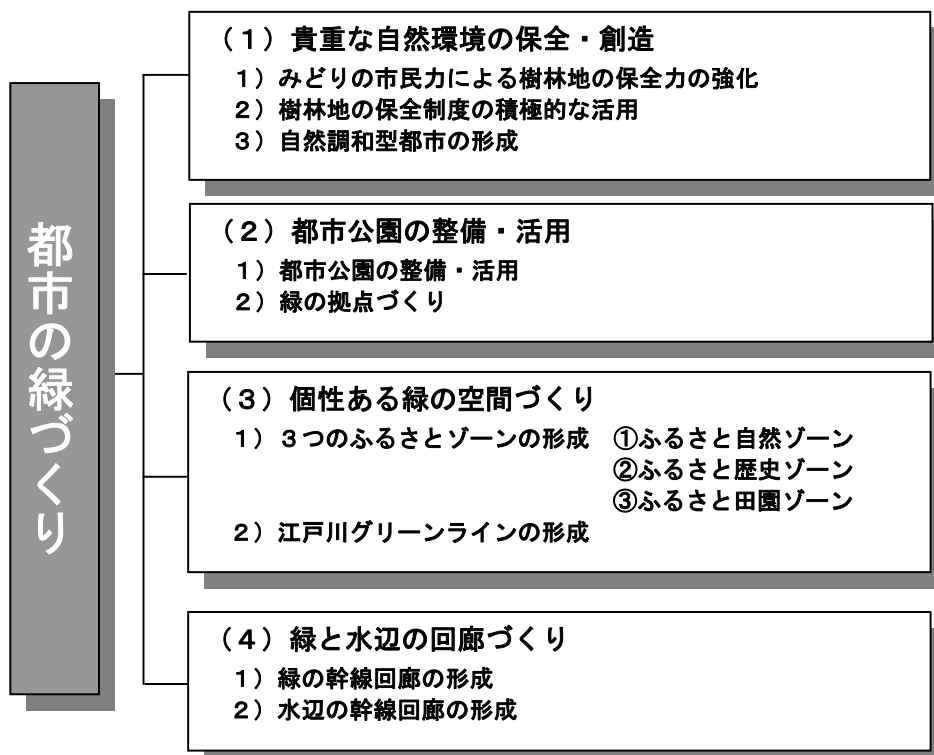
により、市全体にわたる「緑の舞台」づくりに努めます。

『貴重な自然環境の保全・創造』では、市全域の樹林地の保全や、「緑の舞台」で生きものと人が調和する都市づくりに努めます。

『都市公園の整備・活用』では、「緑花清流」により快適でうるおいのある都市空間としていくため、都市公園を中心とした緑地の活用において、みどりの市民力を活かします。また、緑の資源(市内の自然資源や農地)を活かした整備を進め、矢切と旭町に農業・観光・福祉・スポーツ・レクリエーションの機能が連携する2箇所の拠点を育成することで、既存の 21 世紀の森と広場とあわせて、3つの緑の拠点をつくっていきます。特に 21世紀の森と広場については用地買収を含む整備を継続的に進め、「文化交流拠点」として育成するとともに、「緑の舞台」として担う役割をさらに強化します。

『個性ある緑の空間づくり』では、江戸川を緑の前線として保全・活用を図るための、江戸川グリーンライン、21 世紀の森と広場およびその周辺、本土寺・東漸寺周辺、八柱霊園および東部の田園に、それぞれ自然・歴史・田園の景観を楽しむことのできる「3つのふるさとゾーン」を整備します。

『緑と水辺の回廊』では、坂川などの低地部の河川と台地上での道路の緑化により、緑の拠点や緑の空間、11 の地域を連結する幹線回廊を整備します。



(1) 貴重な自然環境の保全・創造

【緑の現況】

- ・市内には約 255haの樹林地が存在し(平成 17 年度調査)、市域面積に対する割合は約 4.2%です(P7 緑被地の状況を参照)。しかし、樹林地は相続や開発などによって年々減少しており、「保全樹林地地区」や「特別保全樹林地地区」として保全されている樹林地も減少しています。
- ・江戸川沿いの斜面林が見られる矢切や馬橋・小金地域は、地域の自然環境が豊富です。江戸川沿いの斜面林に自然的・歴史的遺産等の資源が集中していることと合わせて考えると、江戸川沿いの斜面林は、松戸市の最も重要な緑地といえます。
- ・市内には、21 世紀の森と広場およびその周辺、東部地域の田園環境、矢切の斜面林、江戸川などの生物の生息地となる空間がまとまった面積で存在します。また、河川でも、水質が改善され、生物の生息・生育環境が再生されつつあり、水辺環境の整備が進められています。
- ・市内には、樹林地を保全・管理している団体や、樹林地を活かしてレクリエーション活動や自然観察活動をしている団体などの取り組みが広がりをみせています。
- ・市内の樹林地を守り育てる緑の担い手づくりを目的とし、市民団体ネットワーク、市民活動の中間支援組織と市の協働によって、講義と林の手入れ体験などを実施する「里やまボランティア入門講座」を実施しています。これらの講座の受講者は、樹林地の保全に取り組む団体を結成し、樹林地の定期的な手入れなどを行っています。
- ・保全活動が行われている一部の樹林地は、自然とふれあえる場として公開されているほか、樹林地の環境の向上が図られています。
- ・樹林地の所有者による「松戸ふるさと森の会」が結成され、樹林地を守り次代へと引き継いでいくために、ボランティア団体への場の提供などを行っています。また、近隣市の団体などと連携したネットワークも形成されつつあります。

【現況からの課題】

- ・市内に残された貴重な樹林地の減少に歯止めをかけるために、税の優遇措置や新たな法制度による手法も活用した確実な保全手法が求められます。
- ・松戸の特徴であり市街地に良好な景観をもたらす斜面林の積極的な保全が求められます。
- ・市民による里やま保全活動を今後も継続していくことと、今後は知識の向上やリーダーの育成など、技術力の向上などのスキルアップが必要となっています。
- ・市民ボランティアだけでなく、地域の住民、大学、企業などもかかわりあいながら、樹林地の保全性や活用性を強化していくために、所有者を含めたネットワークの形成が重要です。
- ・直立護岸など単調な構造となっている河川・水辺の自然環境の再生が求められます。

* 中間支援組織
地域・市民団体・行政の相互の間に立って、様々な活動を支援する組織のこと。

* 里やまボランティア入門講座

平成 15 年秋に緑推進委員会の発案により始まり、平成 16 年度からは市民活動団体である緑のネットワーク・まつど、中間支援組織である松戸まちづくり交流室テント小屋と市の協働により実施している。

第 1 期から第 5 期までの講座修了者は、それぞれ「松戸里やま応援団」「囲いやま森の会」「三樹の会」「四季の会」「里やまV・千駄堀」を有志で結成し、里やまボランティア活動に取り組んでいる(平成 20 年 3 月現在)。

【施策の方向】

- 1) みどりの市民力による樹林地保全の強化
- 2) 樹林地の保全制度の積極的な活用
- 3) 自然調和型都市の形成

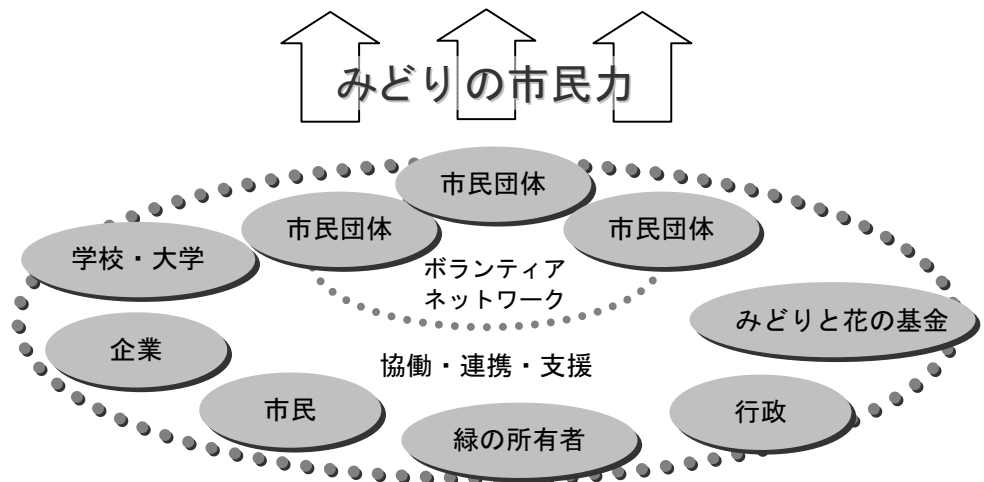
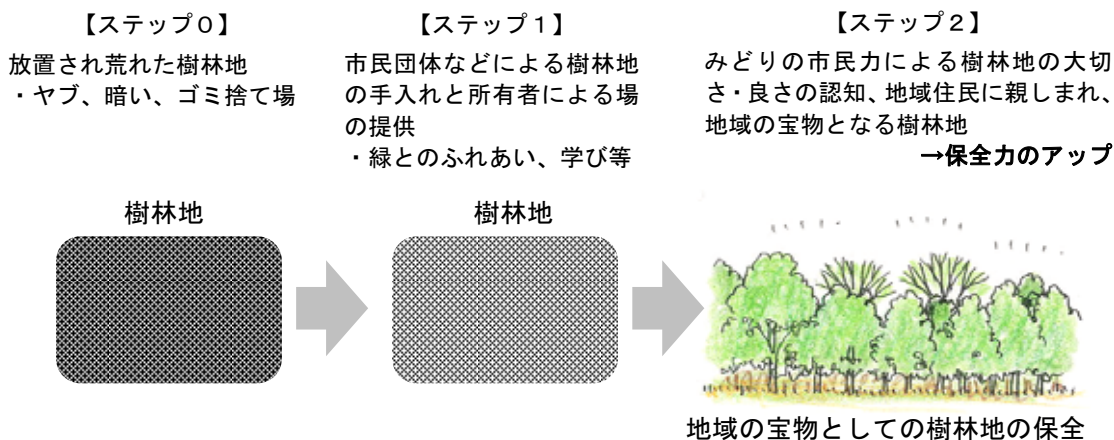
【施策の展開】

1) みどりの市民力による樹林地保全の強化

市内の一部の樹林地は、市民ボランティアを中心に、良好な保全・管理がなされ、レクリエーションの場や生き物の生息地となるなど、着実に良好な環境の形成が進められています。しかし、地域の中には、依然として管理がなされず放置された樹林地も多く、ゴミ捨て場になるなど地域の環境を阻害しています。このような状態が続くと、樹林地そのものの存在が地域にとって迷惑なものとして認識されることにもなりかねません。

そこで、市民団体、地域住民、学校・大学、企業、(財)松戸みどりと花の基金をはじめとする中間支援組織や所有者との協力関係に基づくみどりの市民力によって、より一層の樹林地の管理や公開を進めるとともに、保全された樹林地が地域のコミュニティ形成に役立つなど、地域の宝物(財産)として認識され、樹林地の保全に対する所有者の意識の向上に基づく担保性(保全力)を高めていくことを目指します。

樹林地の保全力アップモデル



樹林地の保全におけるみどりの市民力の概念

●里やまボランティアの育成

市内の樹林地の多くは、農業と人々の暮らしの中で育まれてきました。このような樹林地を、農業だけでなく、環境保全、自然とのふれあいの場として活用していくために、良好に管理していく緑の担い手を引き続き育成します。市はこのためのプログラムづくりなどを支援します。

●市民による樹林地の管理技術の向上

市民が樹林地を管理していくために、知識・技能の向上やリーダーの育成などの管理技術の向上を図るために、講座・研修の企画・運営を行います。市はこのようなスキルアップに必要な支援を行います。

●市民・ボランティアと土地所有者が連携できる樹林地保全の仕組みづくり

樹林地の保全や活用の取り組みを進めたい市民やボランティアと、樹林地の管理や公開を考えている所有者の仲介などに努め、両者が連携していく仕組みづくりを進めます。

●企業との連携による樹林地の保全

企業などが所有する樹林地について、その公開を働きかけます。このほか、企業による市民活動の支援など、企業が樹林地の保全にかかわる仕組みづくりに努めます。

●市民の樹林地保全・活用ネットワークの形成

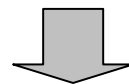
樹林地の所有者によるネットワークに加え、市民やボランティア団体同士の保全ネットワークづくりに努め、連携・協力体制の強化を図ります。

●所有者の表彰など

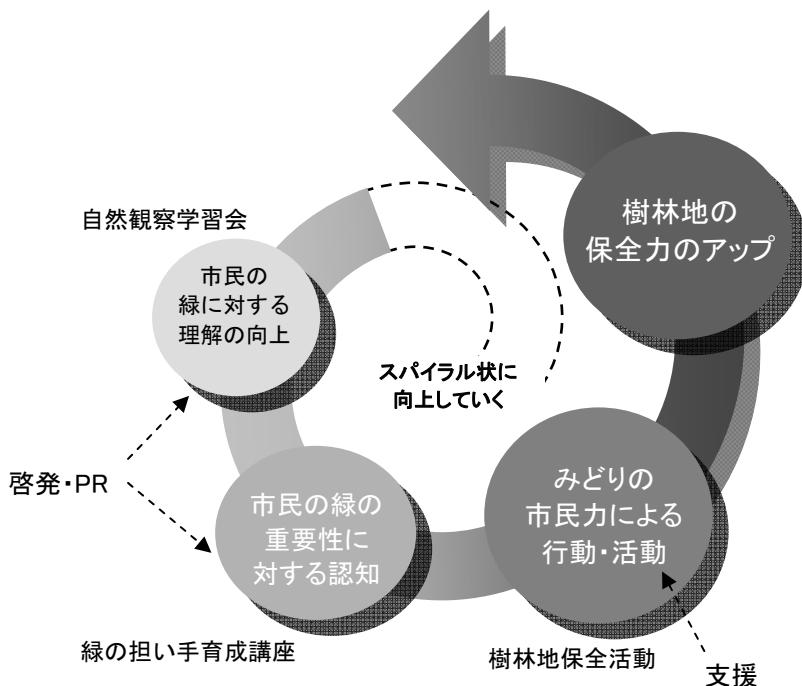
樹林地の保全について、制度や税の優遇措置を含めて土地所有者に対する情報の提供など、保全に協力しやすい環境づくりを進めます。また、樹林地の公開に協力した土地所有者の表彰などに努めます。



市民による里やま保全活動



地域の環境を阻害していた樹林地を整備し、集いの場となるまちの宝物として保全力を高める。



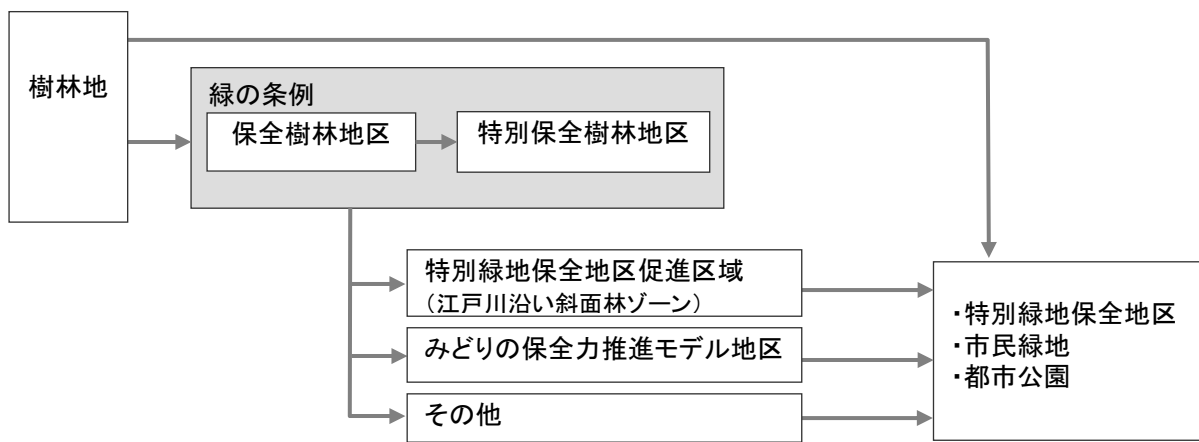
みどりの市民力による緑の保全の強化のイメージ
—マイナスからプラスのスパイラルへ—

2) 樹林地の保全制度の積極的な活用

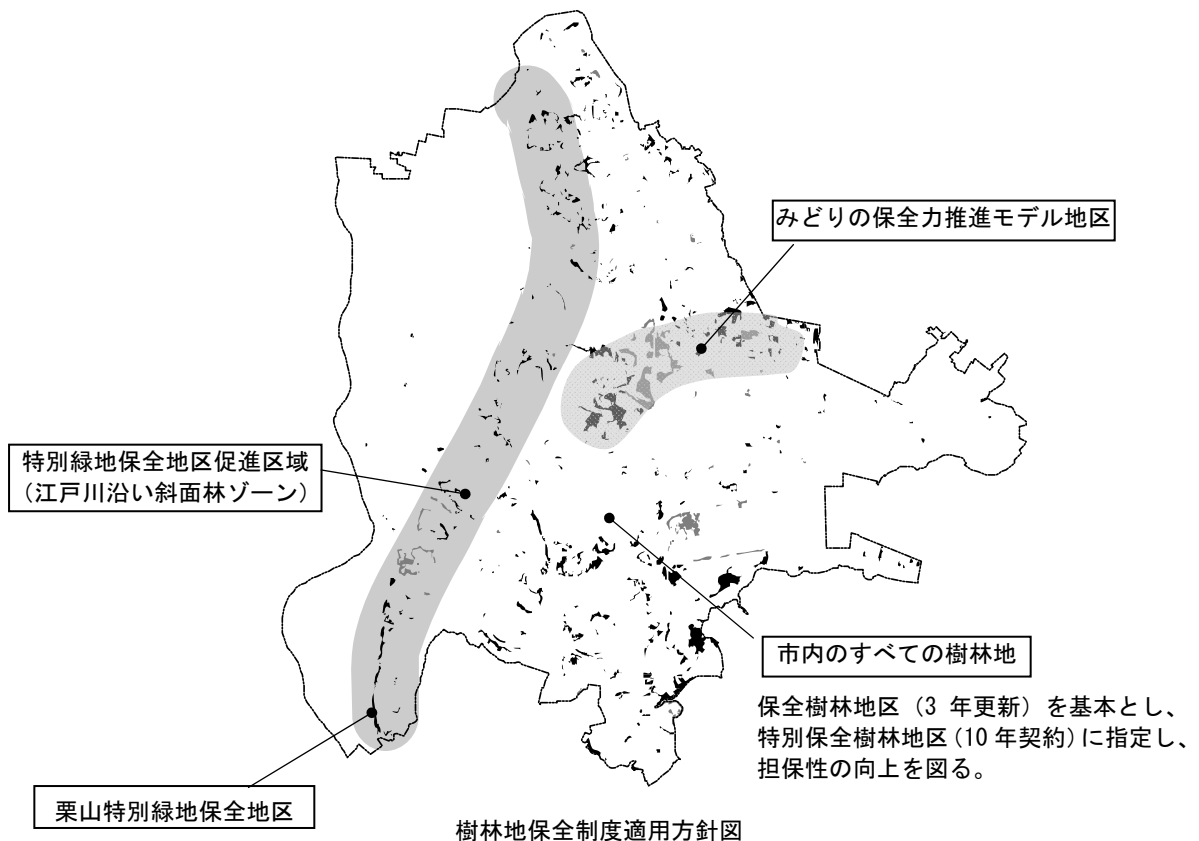
市内で残り少なくなっている樹林地をこれ以上減少させないため、市全域の樹林地は基本的にすべて保全対象としていきます。

このため、市内のすべての樹林地について、緑の条例による「保全樹林地地区」「特別保全樹林地地区」の指定を推進し、樹林地の重要性に応じて都市緑地法に基づく「市民緑地」「特別緑地保全地区」など段階的に保全手法を適用することにより、樹林地の確実な保全を図ります。

特に、江戸川沿い斜面林の保全が必要な区域を「特別緑地保全地区促進区域」として位置づけるほか、みどりの保全力による樹林地の保全力を向上する地区を「みどりの保全力推進モデル地区」として位置づけ、多様な手法により積極的な保全を図ります。



樹林地保全フロー図



樹林地保全制度適用方針図

●保全樹林地地区・特別保全樹林地地区の指定

大きな樹林地とともに、市街地内にかろうじて残っている小さな屋敷林や斜面林も年々減少しています。残された樹林地の減少に歯止めをかけるため、市全域のすべての樹林地を対象として積極的に所有者に働きかけ、これまで行われてきた保全樹林地地区(3年更新)を基本とし、より担保性の高い特別保全樹林地地区(10年契約)へのステップアップを目指します。

●市民緑地の指定

市民緑地は、特にレクリエーション利用の可能な樹林地を対象とし、地権者の同意のもとに借地契約によって公開していきます。

本市では、金ヶ作、千駄堀、紙敷、松戸新田、和名ヶ谷の平地林及び緩斜面の樹林地を対象に市民緑地の指定に努めます。

●特別緑地保全地区の指定

特別緑地保全地区は最も規制力の強い担保手法であり、最終的には買入れを前提とした制度です。そこで、「特別緑地保全地区促進区域」のうち、当面は良好で連続的な緑の景観を提供している矢切・栗山地区における江戸川沿いの斜面林を特別緑地保全地区に指定していきます。

このほか、浅間神社・東漸寺・本土寺の社寺林、市民活動による保全林(関さんの森)やボランティア活動が進められた樹林地をはじめとする重要な樹林地については、優先的に特別緑地保全地区の指定に努めるほか、保全樹林地地区・特別保全樹林地地区・都市公園(都市林)などの多様な手法により保全に努めます。

●緑地保全基金による緑地の確保

緑地の買入れのために必要な資金として、平成18年4月1日に、松戸市緑地保全基金条例に基づく「緑地保全基金」制度が創設されました。この緑地保全基金は、市内に残された貴重な樹林地を市民共有の財産として、次代に継承する必要な資金に充てるために設置されました。今後、緑地確保における財源として、活用を図っていきます。

●みどりの保全力推進モデル地区における樹林地保全の推進

適切な管理がされず、放置され、ゴミ捨て場と化している樹林地について、山林所有者の協力のもと、里やまボランティアへの場の提供を促進し、樹林地の保全活動を継続して実施し、自然とのふれあいの場として地域の宝物として認められていくようになります。このように、みどりの市民力による樹林地活性化を推進するモデルとして、「みどりの保全力推進モデル地区」を位置づけ、積極的な樹林地の保全・活用を図るために、新たな施策を実験的に展開していきます。

特に、千駄堀・金ヶ作地区は、まとまった平地林が残っており、里やまボランティアによる活動が活発に行われており、緑の拠点の一つである21世紀の森と広場を含めて、良好な自然環境の保全を図る必要があることから、先導的地区として位置づけます。

●地区計画制度などの活用

都市計画法に基づく地区計画制度や都市緑地法に基づく緑地協定制(緑地保全型)などを活用し、樹林地の保全に努めます。

●保護樹木・景観重要樹木の指定

市内に点在し、地域で親しまれているシンボルとなる樹木を保全するため、市の条例に基づく「保護樹木」に指定しています。また、景観形成上重要な樹木などについては、景観法に基づく「景観重要樹木」として指定することを検討し、今後も引き続き樹木の保護を図ります。

さらに、巨樹・古木の中には、弱っている樹木、外見ではわからない内部の腐れが進んでいる樹木もあるため、樹木医などの専門家による樹木診断を実施し、樹木の樹勢回復のため、所有者だけでなく、市民やボランティアとともに樹木保全に努めます。

●諸制度の改善に関する国への要望

都市にとって重要なストックとなる貴重な樹林地を、税制などの諸制度の問題により失われることがないように、同様の問題を抱える地方自治体と協力し、樹林地の所有者とともに、国に対し、相続税の優遇措置などの緑地保全に関する諸制度の改善を求めています。

栗山特別緑地保全地区の保全方針

1. 地区名

栗山特別緑地保全地区

2. 面積

約 2.0ha

3. 区域

栗山字佐原、字佐原下及び谷津の各一部の区域

4. 指定年月日

平成 20 年 3 月 21 日

5. 指定の理由

当該地は本市の南西部、江戸川に面した上矢切・中矢切・下矢切・栗山の 4 町に位置する斜面林南部の栗山地区にある、約 2.0ha の樹林地です。江戸川に沿って台地から低地へと変化する連続した段丘崖に相当するため、広がりを持つ眺望条件にあり、東京都側から見ると“松戸市の表玄関”と呼ぶべき、重要な位置にあります。この市街地に隣接した良好な自然環境を有する樹林地の保全を目的に指定しました。

6. 保全の方針

連続した樹林地としての自然景観及び動植物の生息環境を保全することを目指します。長い年月、地域で行われていた里やまの管理手法に学び、適度に人の手の入った樹林地として保全します。

7. 緑地を保全するために必要となる施設

- ・ 散策路、ベンチ等の施設。
- ・ 緑地の機能保全に必要な施設。
- ・ 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。

8. 指定後の管理

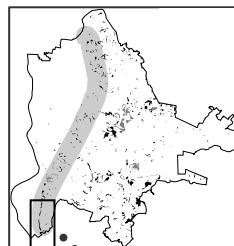
都市緑地法に基づく管理協定を土地所有者と結び一体的な管理水準の確保を目指します。

9. 都市緑地法第 17 条の規定による買い入れ先

松戸市

10. 買い入れ後の管理

緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行います。



位置図



栗山特別緑地保全地区

3) 自然調和型都市の形成

まちづくりにおいて緑が果たす役割は重要ですが、単に緑を守り増やすといった観点だけではなく、都市のあり方そのものを自然との調和という観点からとらえていくことが必要となっています。

このため、特に松戸市内を生物の生息しやすい環境にしていくために、生物の生息空間となるビオトープの配置に努めます。また、公有地・民有地の緑化を推進し、エコアップを行うことにより、生物が行き交いやすい都市を形成していきます。これにより市内のビオトープネットワークを形成します。

●ビオトープ空間の確保

生物の生息空間となる面のビオトープを形成するよう、「ふるさと自然ゾーン」「ふるさと田園ゾーン」「江戸川グリーンライン」「矢切の斜面林」などにおいて、良好な自然環境の保全・維持につとめます。また、生物の生息空間の機能を向上させるため「ふるさと自然ゾーン」では金ケ作の自然環境の保全、「江戸川グリーンライン」では江戸川生きものサンクチュアリの確保、自然に配慮した河川整備に努めます。

生物の移動空間となる線のビオトープを形成するよう、道路空間におけるボリュームのある街路緑化、河川は水質改善と自然に配慮した水辺空間整備に努めます。

また、昆虫などの生息空間・生物の移動の際の休息空間となる飛び石ビオトープを形成するよう、近隣公園以上の公園の整備の促進と斜面林の保全に努めます。

●きめ細かなエコアップの推進

「ビオトープ空間の確保」とあわせて、市街地内での公共施設の緑化を推進し、生物の訪れやすい、隠れることのできるすき間や、餌をとれる場所の多い環境づくりにつとめます。また民有地については、ベランダや庭でできるエコアップについての講座などを開き、生物と共生する都市づくりについての普及啓発を行います。

●ビオトープ空間のネットワーク化

「ビオトープ空間の確保」や「きめ細かなエコアップの推進」を進めながら相互につなぎ、ビオトープネットワークの形成に努めます。

*ビオトープ

野生生物の生息空間を意味する言葉。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、多様な生物が生息できるような良好な環境の空間のこと。

*エコアップ

生態的な質の標準を高めることを意味する。生物の生息できる空間づくりのため、自然地や人工地で生きものの住みかや隠れ家となるような土地や林床をつくるしかけ。



国分川ビオトープ



ビオトープのイメージ

(2) 都市公園の整備・活用

【緑の現況】

- ・21世紀の森と広場は、松戸を代表する緑のシンボルの一つです。
- ・スポーツレクリエーションに使用される運動公園は、松戸運動公園が1箇所整備されているほか、グリーンセンターなどのスポーツ施設も整備されています。
- ・高齢化社会の急速なおとずれに伴い、高齢者の健康づくりや人とのふれあいができるレクリエーションの場の充実が求められています。
- ・矢切地域の「矢切の渡し」や文学碑のある西蓮寺(野菊の墓)は市内の主な観光資源となっています。また、低地部の農地は江戸川とあわせて広大な景観を創り出しています。
- ・市内の公園のほとんどは、土地区画整理事業などによって確保されたものであるため、公園の整備率に地域間で大きな差ができています。
- ・都市化、過密化の進行に伴って住宅地周辺の空地が減少しています。
- ・早い段階で都市基盤整備が行われた地域では、公園施設の老朽化が進んでいます。
- ・少子高齢化の進行などによる利用形態の多様化によって公園利用者間のトラブルや公園自体が現在のニーズにそぐわないなどの問題が起きています。
- ・公園が地域の貴重な財産であるという意識や愛着が生まれ広がっている一方、落ち葉や日照障害、病虫害の発生などにより、公園は迷惑施設であるという意識を持つ人もいます。

【現況からの課題】

- ・公園の適正配置を進めるに当たり、借地公園などの財政負担の少ない手法の検討が必要となります。
- ・公園が災害避難地や火災時の延焼防止などの防災における重要な役割を果たすことが求められています。
- ・防犯、事故防止の観点で、地域住民全体で公園の点検などにかかわっていくことが必要です。
- ・公園への愛着や、緑の大切さに関する意識を育んでいくことが重要です。
- ・21世紀の森と広場は、全面開設による充実が求められます。
- ・運動の拠点となる緑の空間が求められます。
- ・高齢者の総合的な健康づくりやふれあいのための緑の空間が求められます。
- ・矢切地域では、観光資源と農地や河川などの自然環境の活用が求められます。
- ・拠点づくりにあたっては、その場所の景観や自然環境に合った緑づくりを行う必要があります。

【施策の方向】

- 1) 都市公園の整備・活用
- 2) 緑の拠点づくり



【施策の展開】

1) 都市公園の整備・活用

身近にある街区公園から、市民全体を利用対象とする総合公園(都市基幹公園)まで市民がいつでも都市公園を利用できるよう適正な配置に努めます。(地域公園を核とした11の地区ごとの(住区基幹公園)公園整備・活用については、「11のまちの緑づくりー地域の緑の物語をつくるー」(P44～)で述べます。)

これら都市全体における都市公園の整備と活用を促進するために、以下の施策を実施していきます。



まこも池緑地

●安全・安心な公園づくり

公園における安全・安心は、まちづくり全体における安全・安心機能の一部を公園に求めるものと、その公園自体が安全・安心であるかの2つの視点が必要となります。

前者は緑やオープンスペースが持つ機能である、延焼防止機能や安全な避難地としての役割を重くとらえ、市の定める地域防災計画と整合をもった公園配置計画と運営管理に努めます。

また後者は、近年の犯罪情勢の厳しさから、公園内での犯罪に対してその防止に努める必要性や、これも近年問題化している公園施設(特に遊具)による事故に対してその防止に努める必要性があります。これらの課題に対しては、行政だけでなく地域住民との協働により安全・安心な公園づくりを進めていく必要があります。実際松戸市においても住民が防犯隊を結成し地域の安全・安心に貢献している事例もあります。

●特性を活かした公園づくり

優れた自然資源や歴史的遺産等の資源を有する公園(歴史公園、まこも池緑地など)や、特色のある公園(東松戸ゆいの花公園、ユウカリ交通公園など)は、その資源、特色がますます活かされるよう、みどりの市民力を活用した公園づくりに努めていきます。

●健康・福祉社会に対応した公園づくり

少子高齢化社会という時代の流れに即した公園や、健康・福祉社会に対応した公園とはどんな公園なのかを検討し、都市公園の整備・活用に反映させていきます。

●スポーツ・レクリエーションに対応できる公園づくり

市内には松戸運動公園をはじめスポーツの用に供する公園があります。これらは単に運動施設であるだけでなく、緑のオープンスペースとして大きな機能を有しています。こうしたオープンスペースとしての機能が幅広く活かされる公園づくりに努めていきます。

●みどりの市民力による公園活性化

都市公園の整備と活用を考える際に、みどりの市民力が必要不可欠であるということは、戸定が丘歴史公園における市民によるガイドツアーや、根木内歴史公園における市民との協働での運営維持管理活動が公園の活性化につながっている姿を見れば明らかです。今後もみどりの市民力を活かした公園づくりを様々な角度から検証しながら進めていきます。

●既存ストックの活用

都市の貴重なオープンスペースである、既存の公園等をより効果的に活用していくことが重要であり、ニーズの変化に対応しつつ、施設の老朽化や樹木の生長などを調査・把握し、施設面・運営面での利用率向上に努めていきます。

2) 緑の拠点づくり

松戸市を代表する緑のシンボルの一つである 21 世紀の森と広場、市北部の旭町一帯、市南部の矢切地区一帯を緑の拠点として位置づけ、整備・活用を図ります。

●21 世紀の森と広場の整備と役割の強化

21 世紀の森と広場は市の中心部に位置し、樹林地や大規模な池・多自然型の農地・芝生広場・松戸市立博物館・森のホール 21 などをもった年間 60 万人以上の来園者の訪れる森の拠点といえる公園です。将来的にも市内外の人々の広域的な交流ができる「文化交流拠点」として期待されています。平成5年の一部開園当初から地域の自然地形を可能な限り尊重し、樹林・草地・湿地・水面といった多様な自然環境を活かした「自然尊重型都市公園」として時間制限開園・立入制限区域設定・無農薬管理を実施してきました。その結果、市内で見ることの難しくなった植物・昆虫・鳥類や動物の生息地として、存在意義の大きさははかり知れないものであり、継続的な自然環境の調査を実施して保全していく必要があります。公園内の豊富な自然資源を活かしながら様々な人が交流できる場としていくために、緑の情報発信基地としてのパークセンターや自然観察舎を活用した講座などを実施しており、今後も緑について関心と理解を深めることに努めます。また、アウトドア活動の拠点として平成 13 年に野外活動ゾーンを開設しました。

さらに 21 世紀の森と広場の役割の強化を図り、公園を活性化するために、「都市公園の整備・活用」でふれているとおり、みどりの市民力が重要です。市民とともにパークマネージメントプランづくりや公園ガイドの育成を進め、みどりに関する情報提供を含む運営を充実させていきます。

- ・大規模公園としてのパークマネージメントプランづくり
- ・用地の確保及び施設整備の充実
- ・公園の魅力向上を目指した市民による企画・立案と実施をすすめる仕組みづくり
- ・公園の魅力を伝える公園ガイドの育成
- ・多様な媒体を活用した広報や情報提供の充実
- ・自然環境モニタリング調査の実施

*パークマネージメント

魅力ある公園づくりを目指し、その維持管理・運営のあり方を検討するために、行政とともに、市民・企業などが知恵や費用を出し合い、目標設定・実行・評価・見直しなどを一連の流れで行い、利用者の満足度を高めていく仕組み。



パークセンター



自然観察舎



みどりの里



みどりの里

21 世紀の森と広場の事業紹介

21 世紀の森と広場・パークセンターでは、「松戸市の緑の情報発信基地」の役割の一環として、市民の方々の自然や身近な緑への関心を高めるため、園内の自然を生かしたさまざまな講座・観察会などを行っています。

●園芸系講座・みどりの相談

当公園のみどりの相談員による「園芸教室」、外部講師による「みどりの講習会」を、あわせて年間約 35 回行っています。寄せ植えなどの園芸実習の他、植物画や壁飾りづくり、そば打ちなど、植物材料を用いた講座も行っています。

また、毎週水・土・日曜、祝日には、電話またはパークセンター窓口で、みどりの相談を受け付けています。



園芸教室での実習



みどりの講習会での実習

●自然系講座

当公園の自然解説員によるウォッチング（観察会…野草・昆虫・野鳥の 3 分野）と、外部講師による自然観察会を、あわせて年間約 30 回行っています。また、土・日曜、祝日には、自然観察舎において湿地の観察会を行い、自然解説員が来園者からの植物・昆虫・野鳥など自然に関する質問にお答えしています。

その他、子どもたちを対象にした体験講座として、「こめっこクラブ」（年 6 回講座）、こども自然体験（年 2 回）、こども手作り教室（年 1 回・2 日）等を行っています。



自然観察会の様子



こめっこクラブ田植えの様子

●その他

当公園のホームページで、毎週、画像を添えて園内の最新情報を配信しています。また、「パークセンターだより・どんぐり」を隔月で発行し、自然に関する話題や公園の利用に関する情報を提供しています。「パークセンターだより・どんぐり」は、ホームページでも見ることができます。



自然生態園での湿地の観察会

●いきいきふれあい健康交流拠点の形成

市北西部の旭町では、江戸川と坂川などの水辺と小中学校が連携しながら、市民のスポーツや高齢者の健康づくりを通じて、人や自然が触れあう場として、いきいきふれあい健康交流拠点の形成に努めます。

いきいきふれあい健康交流拠点では、市民の健康づくりを支援し、従来からの良好な農地を含む緑の環境を、市民が引き続きふれあうことができるようにしていくために、以下の施策を実施していきます。

- ・土に親しむ場を提供する市民農園の開設支援
- ・江戸川までつながる散策路やジョギングロード
- ・休憩できる河川に接した親水広場
- ・自然学習のための生態園



旭町水辺広場



土と親しむ市民農園

●川のレクリエーション交流拠点の育成

市南西部の矢切地区では、斜面林、農地、江戸川や坂川の河川、矢切の渡しや野菊の墓文学碑などの観光資源を活かしながら、川の文化を再現して市内外の人々が交流する川のレクリエーション交流拠点を育成します。

矢切・栗山の斜面林における良好で連続的な緑の景観を保全するため、都市緑地法による特別緑地保全地区の指定によって特徴的な景観と緑を保全することに努めます。

また、川のレクリエーション交流拠点では市民や来訪者が自然や川の文化にふれあい、快適で健康的な余暇を楽しめるよう、親水空間の保全や観光ルートの整備とともに、伝統工芸や市民農園などを通じた体験型の観光やレクリエーション機能を育成します。

- ・都市緑地法による斜面林の保全
- ・矢切の豊富な農地を活かした農園空間
- ・川と人の文化を見せる観光空間
- ・江戸川の水辺の自然空間

これらの空間をつなぐために、矢切の市街地から矢切の渡しまでを東西に移動できる動線を確保します。



野菊のこみち



柳原水閘（明治37年建設）と親水広場



矢切の渡し

(3) 個性ある緑の空間づくり

【緑の現況】

○21世紀の森と広場および周辺

- ・21世紀の森と広場は谷津の自然環境が保全されている松戸市の緑の拠点であり、多くの市民に親しまれています。
- ・21世紀の森と広場周辺、なかでも公園東側の金ケ作地区は、21世紀の森と広場の豊かな湧水を支えている樹林と農地が広がる良好な環境があり、これを活かした金ケ作自然公園が整備されています。

○風薫る歴史のまち

- ・北小金駅周辺は社寺仏閣・城跡・貝塚・埋蔵文化財などの歴史的遺産をもつ緑が多くみられる地域です。
- ・本土寺にはケヤキなどの大木からなる参道があり、歴史を感じさせる貴重な緑です。

○光輝くみどりのまち

- ・松戸市の緑の面積は農地が最も多く(市全域の約13%)、特に東部・千駄堀・金ケ作地区の田園地帯は、農地や樹林地が混在する複雑な環境を持ち、市内でも自然性の高い地域となっています。
- ・東京都営の墓園である八柱霊園は、台地上の最大のオープンスペース(約100ha)ですが、市民からは緑地としては認識されていないようです。

○水と親しめる川の手のまち

- ・江戸川は市内最大の緑の拠点であると同時に、水域における魚類・鳥類などの生息場所となっています。
- ・市内の中小の河川は、下総台地西端部の湧水などを源として、江戸川沿いを中心に市内全域に流れています。多くがその役割や地理的条件から掘込み形式で、護岸や水際が単調になっています。しかし近年、水質改善が進み、水量確保ができたところでは、市街地の貴重な水辺、緑地帯としての役割を發揮しつつあります。

【現況からの課題】

○21世紀の森と広場および周辺

- ・21世紀の森と広場およびその周辺の環境は、松戸市の自然環境を支える空間として位置づけ、自然面・文化面のシンボルとして強化していくことが求められます。

○風薫る歴史のまち

- ・松戸の歴史を代表する空間としていくために、本土寺などの社寺や城跡・貝塚など、松戸特有の歴史的遺産等の資源の有効な活用が望まれます。

○光輝くみどりのまち

- ・東部地域の田園地域で豊富な緑の資源の保全・活用が求められます。
- ・台地上部最大のオープンスペースとして市民の認識を高めるため、八柱霊園を公園として積極的に活用することが望まれます。

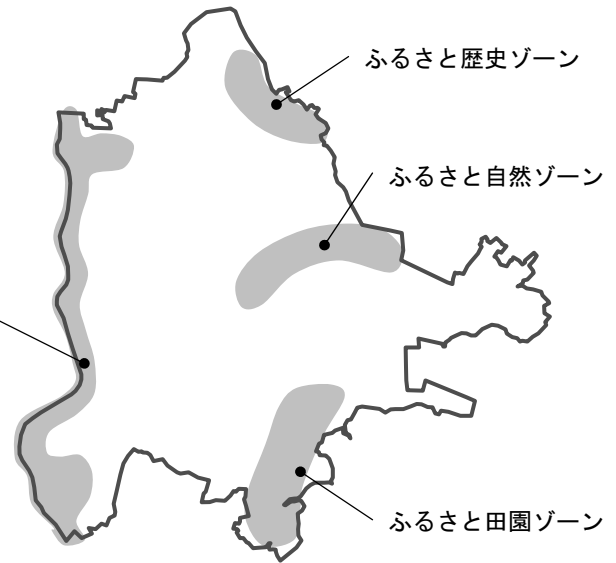
○水と親しめる川の手のまち

- ・江戸川と周辺農地は市内最大のオープンスペースとして積極的な活用が望まれます。また、水と緑の連携により豊富な河川を活用した、水辺に親しめる環境づくりが求められます。
- ・市民の江戸川に対するイメージをより良くしていく水辺づくりが望まれます。
- ・水辺や樹林・農地などの自然環境を豊かにすることが求められます。

【施策の方向】

- 1) 3つのふるさとゾーンの形成
 - ①ふるさとと自然ゾーン
 - ②ふるさとと歴史ゾーン
 - ③ふるさとと田園ゾーン
- 2) 江戸川グリーンラインの形成

江戸川グリーンライン
個性ある緑の空間位置図



【施策の展開】

- 1) 3つのふるさとゾーンの形成
 - ①ふるさとと自然ゾーン

21世紀の森と広場を中心に、千駄堀や金ヶ作の自然的土地利用を保全・活用する「みどりの保全力推進モデル地区」としての新たな施策の展開などにより、松戸市の自然環境を代表する空間としていきます。

●21世紀の森と広場の整備と役割の強化

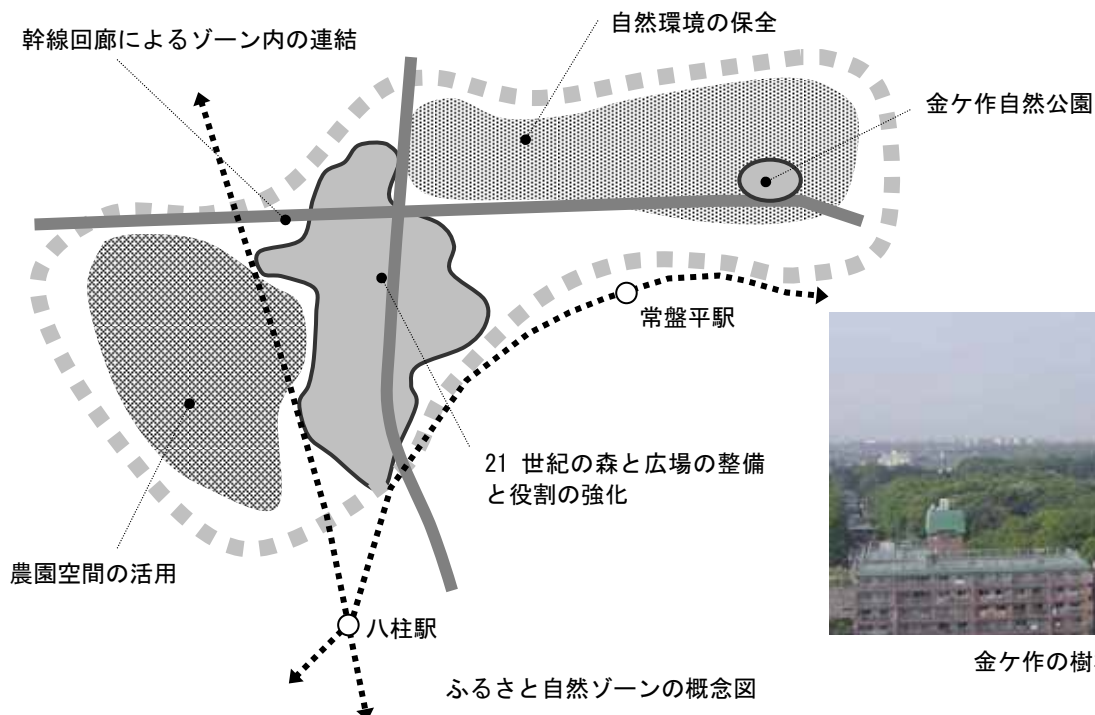
用地の確保や施設の充実と、みどりの市民力による強化を目指します。

●農園空間の活用

千駄堀や金ヶ作の良好な農地を活かして、近隣地域の住民を対象とした「市民農園」の開設を支援します。

●金ヶ作の自然環境の保全

金ヶ作の農地や樹林地が織りなす自然環境は、本市にとって主要な生物の生息空間であるとともに湧水の水源となる水源涵養の機能を持つ空間です。この機能を今後も維持していくために、農業振興による農地の保全や市民が雑木林の環境とふれあうことの出来る市民緑地の指定を促進していきます。



②ふるさと歴史ゾーン

松戸市の歴史を代表する空間を形成するため、北小金駅周辺の代表的な社寺や遺跡を保全・活用し、ネットワーク化に努めます。

●社寺林の保全

北小金駅周辺には、本土寺・東漸寺といった歴史的な社寺が多く点在します。これらの社寺の社寺林は松戸市の歴史を今に伝える緑といえます。

これらの歴史的に見て重要な社寺林は積極的に「特別保全樹林地区」の指定につとめます。特に重要な緑地といえる本土寺・東漸寺の社寺林は、より担保性の高い都市緑地法による特別緑地保全地区の指定に努めます。

●貝塚を保全した公園の活用

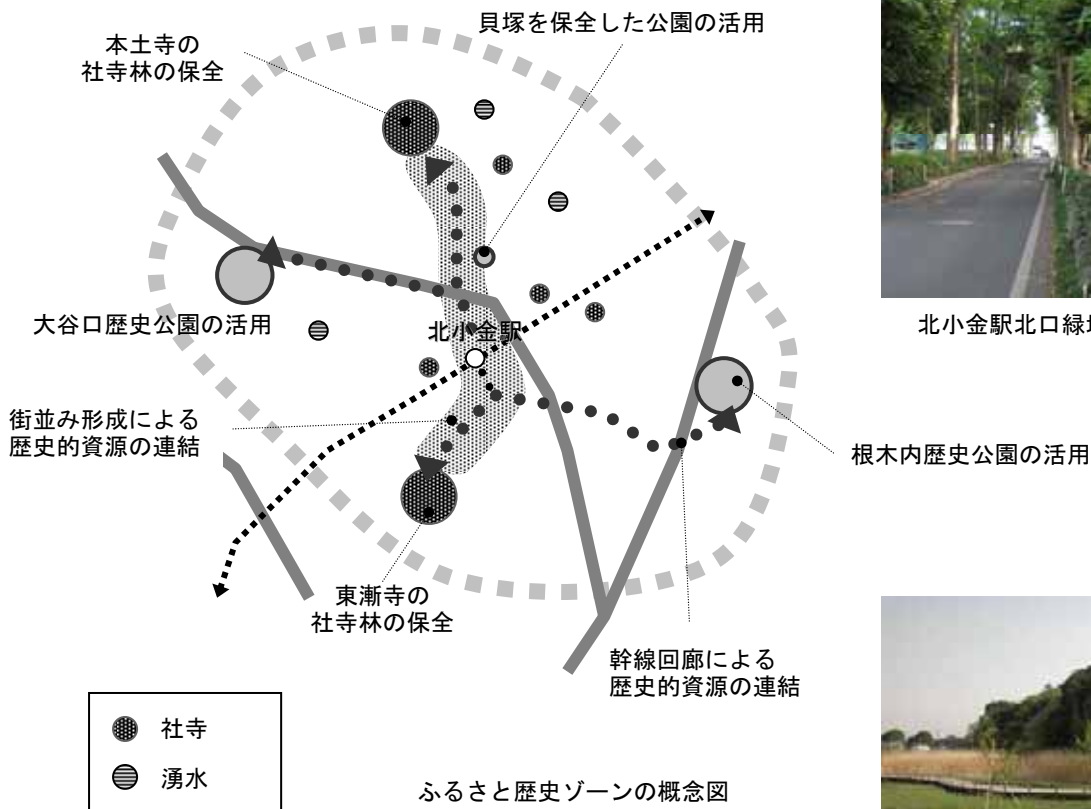
この地区には古い時代の人々の暮らしを伝える貝塚遺跡が多く残されています。この歴史的遺産等の資源を活かして、貝塚を公園内に取り込んだ東平賀公園や幸田第1・第3公園において、貝塚の存在を市民にPRするためのサインなどの施設を整備し、活用を図ります。

●根木内歴史公園の活用

根木内歴史公園を、本土寺・東漸寺などの社寺や大谷口歴史公園とあわせて、歴史性や自然性・景観性の優れた公園として活用します。

●街並み形成などによるネットワーク化

本土寺参道～北小金駅～旧水戸街道にかけてネットワーク性を高めるため、本土寺参道のケヤキ、スタジイなどを維持保全し、あわせて歴史的街並みの景観整備に努めます。



北小金駅北口緑地（本土寺参道）



根木内歴史公園

③ふるさと田園ゾーン

高塚から紙敷にかけての田園環境を、八柱霊園とあわせて活用することにより、自然的な景観を楽しみながら、土とふれあえる場としていきます。

●八柱霊園の積極的な活用

東京都営の墓園である八柱霊園は、園内に大規模な樹林や公園的空間をもち、霊園としてだけではなく自然環境の保全やレクリエーションの機能を持つ緑地となっています。

そこで、八柱霊園を散歩や野外レクリエーションを楽しむ場として活用していくため、一般開放された緑地であることを広報などで市民にPRし、自然観察会や散策会などのイベントの開催に努めます。

また、八柱霊園周辺の貝塚や古墳を霊園と連携させるため、周辺道路での街路樹植栽・歩道の確保・案内板の整備に努めます。

さらに、景観的に周辺地域とかかわりの深い緑地とするため、現在も進められている外周部の緑化を促進し、あわせて霊園境界部にポケットパークの確保を東京都に要請していきます。

●農園空間の活用

東部クリーンセンター付近の良好な梨園など農地を活かして、近隣地域の住民を対象とした「市民農園」の開設を支援します。

また、観光梨園の支援を今後も行っていくとともに、利用者のアクセス拠点として、ポケットパークなどの公園緑地の整備に努めます。

●高塚の自然環境の保全

高塚の樹林や農地が織りなす自然環境を保全・活用し、自然的な土地利用を保全するため、農業振興による農地の維持などを行っていきます。

- ・ 樹林維持のための特別保全樹林地区の継続
- ・ 高塚の樹林環境を楽しむための市民緑地の指定

* ポケットパーク

商店街や住宅地・団地内等の小スペースを活用して設けている小さな公園。

* 市民農園

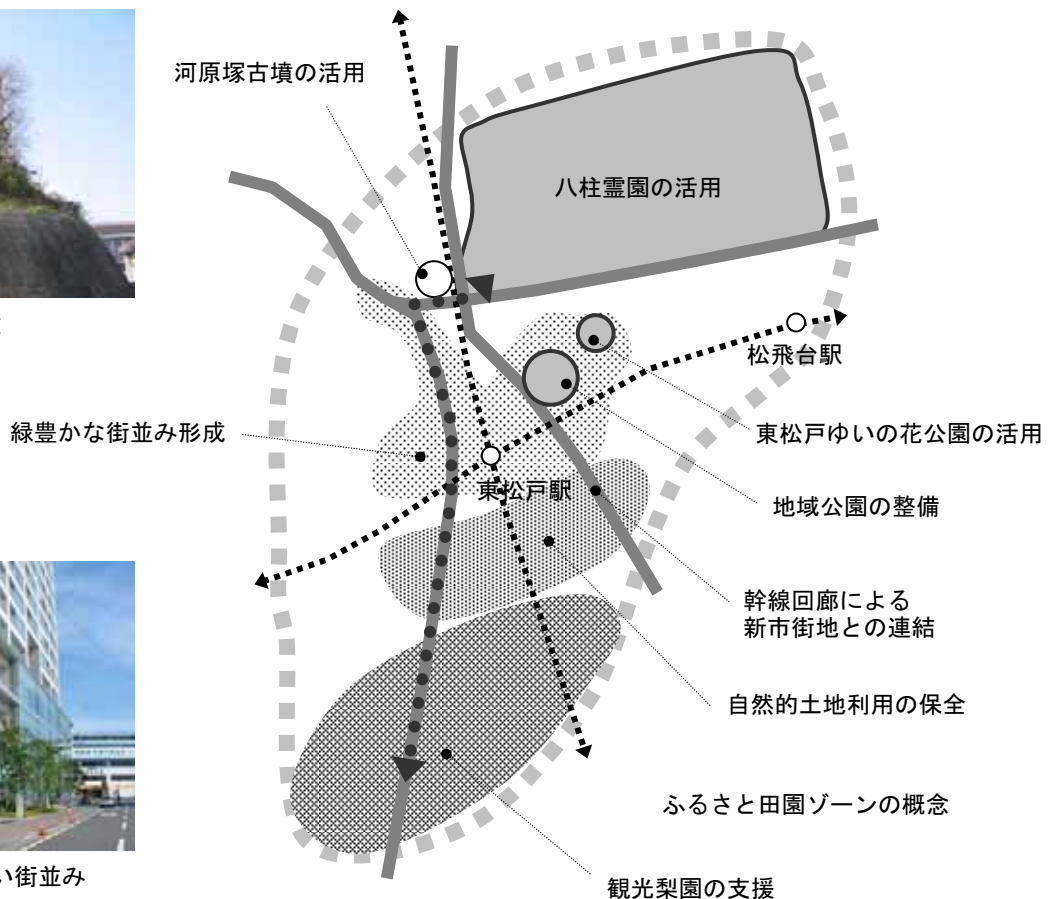
本計画での市民農園とは、農園利用方式による農家経営農園、体験農園、オーナー農園、観光農園などを含む。



河原塚古墳



東松戸駅前新しい街並み



2) 江戸川グリーンラインの形成

松戸市の代表的な水辺空間である江戸川で、自然・レクリエーション・スポーツなどの機能を持ち、人や生きものにとって快適な水辺空間となる緑地の整備に努めます。また、江戸川低地部にある緑や水辺・歴史の資源とのネットワーク化のため、坂川などの河川の水辺環境整備に努めます。

●江戸川の水辺環境維持・向上

江戸川の河川環境の保全と向上を図るため、水際とその周辺を自然を守る区域として多自然化を進めます。また、多様な水域を形成し多様な生き物が生息できる環境づくりを行います。

●江戸川生きものサンクチュアリ

江戸川の水鳥や魚、水生植物の宝庫となるように、生きものサンクチュアリの形成など河川環境の向上を進めます。

*サンクチュアリ
直訳は「聖域」。ここでは、野鳥等の動植物が、人間の管理下から離れて、あるいはできるだけ人為的な影響を受けない状況で生物が生息する場所。

●江戸川松戸フラワーラインの整備

市民にとって江戸川がさらに魅力的な場所となるよう、松戸三郷有料橋付近の河川敷で、市民と共に行う花畑の育成・整備に努めます。

●川の拠点施設の整備

江戸川サイクリングロード沿いの拠点施設や案内施設の整備を今後も進めます。

●水とみどりのネットワークの整備

江戸川、戸定が丘歴史公園、矢切の斜面林などのネットワーク性を高めるため、水辺の散策路を整備し、水と緑のネットワークの形成を進めます。

●いきいきふれあい健康交流拠点の形成と川のレクリエーション交流拠点の育成

江戸川沿いに展開する一連の緑地の起終点として、北部にいきいきふれあい健康交流拠点の形成を図り、南部に川のレクリエーション交流拠点を育成します。



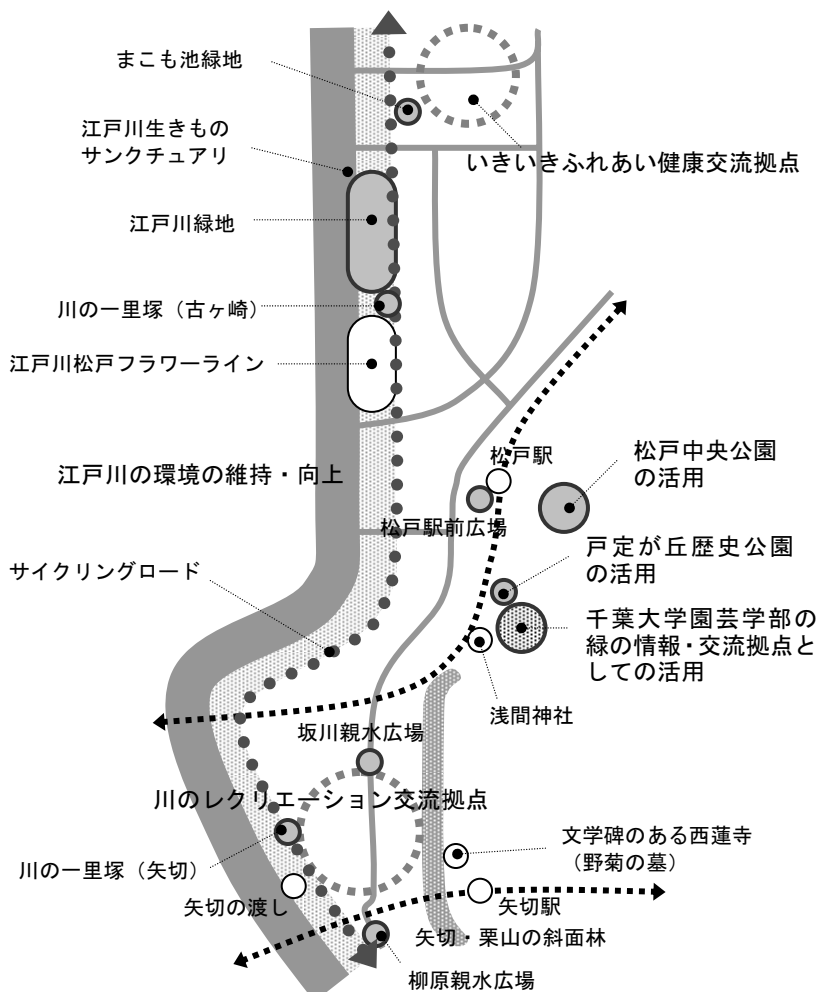
江戸川松戸フラワーライン



矢切耕地と斜面林



西蓮寺にある文学碑（野菊の墓）



江戸川グリーンラインの概念図

(4) 緑と水辺の回廊づくり

【緑の現況】

- ・現在市内には、国道・県道・市道あわせて約 79kmの街路樹で緑化された道路があります。このうち、約 71kmの市道に 30 種、約 11, 000 本の街路樹が植栽されています。これらは市民にとって大切な緑になっていますが、市全体をつなぐ幹線的な街路樹は整備されていません。
- ・街路樹の整備状況として、緑量の多い、サクラ類(主にソメイヨシノ)、ケヤキが特に多く、これらで全体の3分の1の本数を占めています。
- ・坂川河川再生事業などの水辺空間の整備や水辺の健康エコロードの整備などで、江戸川や坂川のネットワーク整備が進んでいます。しかし、河川全体の歩行空間の形成はまだ不十分です。

【現況からの課題】

- ・市民の身近な生活圏と大規模な公園などを市民が巡ることのできる、幹線的な回廊の整備が望まれます。
- ・回廊づくりには、街路樹などの緑と河川空間との連携が必要です。
- ・主に昭和 30～40 年代に植栽されたものの中には、生育に伴って歩道、車道の幅員に対して大きくなり過ぎているものもあります。

【施策の方向】

- 1) 緑の幹線回廊の形成
- 2) 水辺の幹線回廊の形成

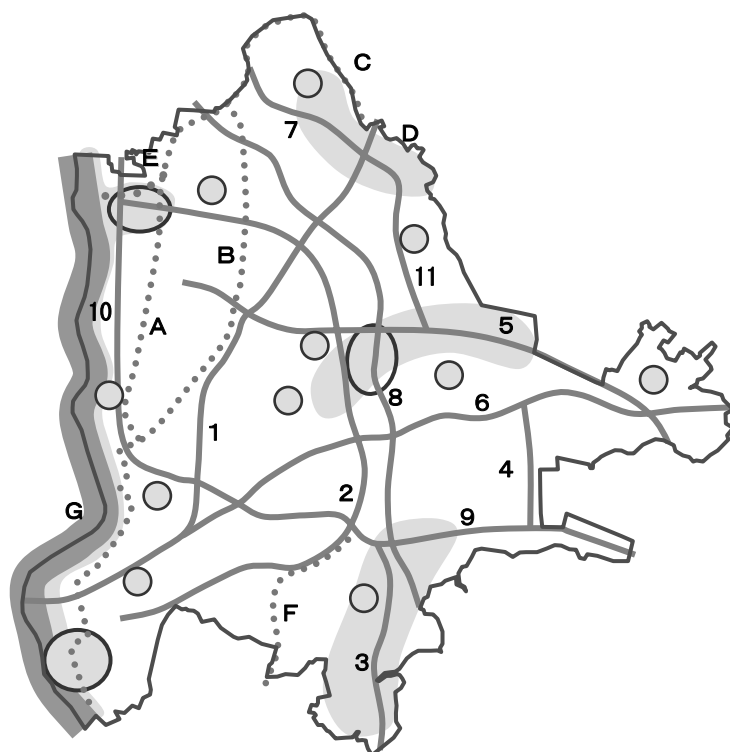
設定理由;緑の拠点・緑の空間・11 の地域の間を市民が行き交えるよう、歩道の整備と緑化のできる道路や河川を、幹線回廊として設定しました。

対象路線

- 1 一般国道 6 号
- 2 三矢小台主水新田線
- 3 紙敷高塚線
- 4 五香松飛台線
- 5 馬橋五香六実線
- 6 捻台六実線
- 7 小金大金平線
- 8 横須賀紙敷線
- 9 岩瀬串崎新田線
- 10 岩瀬七右衛門新田線
- 11 根木内金ヶ作線

対象河川

- A 坂川(プロムナード)
- B 新坂川
- C 富士川
- D 上富士川
- E 坂川放水路
- F 国分川
- G 江戸川(水辺の健康エコロード・サイクリングロード)



【施策の展開】

1) 緑の幹線回廊の形成

主に台地上部で地域や緑の拠点間を相互に人が行き交うために幹線道路を、街路樹・緑道などにより緑化していきます。また、道路や歩道の幅員にあわせ、年数が経過し現状において過大に生育した街路樹について植え替えを含む更新を検討し、順次実施していきます。

●主要な道路の緑化

災害時の避難路として歩行者の安全性を確保しつつ、市民の移動の際の連続的な緑の景観を確保するために街路緑化につとめます。

樹種は、路線ごとに特色を出すため、できるだけ路線で統一したものとしていきます。また、災害時の延焼防止に役立つよう、燃えにくい樹種を選定していきます。

馬橋五香六実線・三矢小台主水新田線については、市全域を対象に「緑の拠点」を連絡する幹線路線と位置づけ、あわせて生きものの移動空間としても機能させるため、ボリューム感のある緑化に努めます。

対象路線は、幹線回廊として緑化の対象となる道路は、幅員にゆとりがあり、歩道や街路樹の設置が可能なものとししました。

●既設街路樹の更新の検討

街路樹が生育によって交通や景観その他の面において、その場の現況に適合しない場合、樹種の変更を含む更新について積極的に調査・検討します。常盤平さくら通りのような名所となって樹種変更が難しいところは、木と木の間隔を現在より広くする等、既存の街路樹の保全と、車両や歩行者通行の調和に努めます。

また、既設の街路樹の樹種の変更を積極的に検討する場合は、街路樹として将来有望な樹種を通常の街路樹と同様に植栽して生育を観察する「街路樹実験区間」を設け、新設道路への植栽や樹種変更の最適化を図ります。

2) 水辺の幹線回廊の形成

主に江戸川低地部で人が行き交うために、坂川などの河川を、河川緑化・プロムナード・サイクリングロードなどにより環境整備をしていきます。

●主要な河川的环境整備

市民が快適に水辺を歩くことができるようにするため、河川の修景緑化・水質浄化に努めます。

坂川では歩行者が安全に移動できる空間を確保するため、「坂川河川再生事業」などを通じてプロムナードの整備に努めます。

幹線回廊として環境整備の対象となる河川は、今後、歩行者空間や緑化空間を確保できる可能性のあるものとししました。



坂川（上流部）



坂川（中流部）



坂川（下流部）

2. 11のまちの緑づくり — 地域の緑の物語をつくる —

施策の方針

『11のまちの緑づくり』では、

- ・ 11の地域それぞれの特徴・特性に応じた『地域単位の公園緑地整備』
- ・ 道路および河川を活用した『地域の緑と水辺の回廊づくり』
- ・ 公共施設や民有地での積極的な『緑の地域を創る緑化推進』

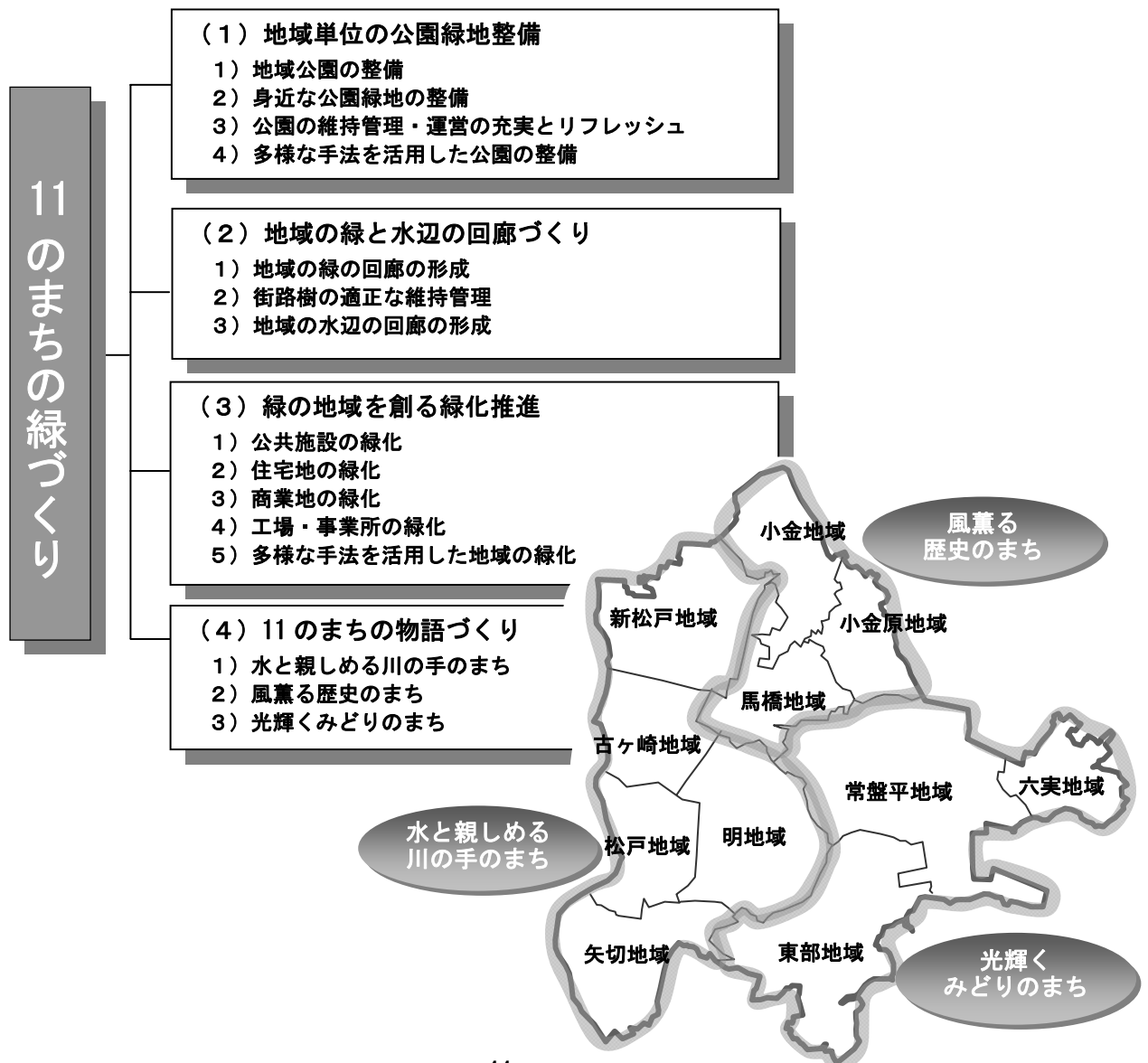
により、地域の特性に応じた「緑の物語」づくりに努めます。

都市公園の整備・活用の項でも述べたとおり、『地域単位の公園緑地整備』では、各11地域それぞれで「地域公園」の整備に努め、公園の維持管理の充実、リフレッシュや身近な公園緑地の整備により、市民のニーズにあった多様な公園緑地を身近に提供していきます。

『地域の緑と水辺の回廊づくり』では、地域内の街路緑化・沿道緑化や河川を活用した回廊づくりに努めます。

『緑の地域を創る緑化推進』では、公共施設や民有地の接道部を中心に緑化を行い、緑の地域景観をつくり出していきます。

『11のまちの物語づくり』では、3つの方向をもとに11の各地域ごとに公園整備および緑化に関するテーマをかかげ、これを実現するための方針に沿って、きめ細かな事業設定を行っていきます。



(1) 地域単位の公園緑地整備

【緑の現況】

- ・市民にとって最も身近なオープンスペースである街区公園は合計 47.23haで市民一人当たりでは 1.0 m²整備されています。一方、街区公園の誘致圏を半径 250mとして充足度をみると、市街化区域内で街区公園の不足する地域がみられます。
- ・緑のやすらぎやスポーツレクリエーションなどの機能を地域にもたらず近隣公園・地区公園は合計 24.83haで、市民一人当たりでは 0.5 m²整備されています。国の目標では近隣公園が市民1人当たり2m²、地区公園が市民1人当たり1m²であり、本市の近隣公園・地区公園の整備量は不十分と言えます。市街地内には、公園化が期待できるようなまとまった面積の用地が少ないこともあり、今後、近隣公園・地区公園を十分に確保することが難しい状況です。
- ・子どもの遊び場や学校のグラウンドなどの公共施設緑地が多く点在しています。
- ・公園は市民にとって、市内の大切な緑の一つとして認識されており、重要な都市の要素となっています。しかし、公園整備や緑化に対する要望も多くみられます。
- ・街区公園・近隣公園・地区公園のうち半数近くが 30 年以上前に整備された公園であり、周辺住民の利用実態にあわなくなってきました。
- ・高齢化社会の進展、都市の安全に対する関心の高まり、松戸市がかかえる都市的な問題の中で、身近な公園に対して市民が求める機能は、レクリエーションの場としてだけではなくなってきました。

【現況からの課題】

- ・市民が住み続けたいくなるまちとしていくため、公園の維持管理の充実や老朽化した公園の市民のニーズにあわせた再整備によって魅力ある公園や緑地を身近に増やし、生活圏の質の向上や安全なまちづくりを進めることが求められます。
- ・公園の不足する地域では、公共施設や民有地の緑地、生産緑地地区を活かした公園不足地の補完や公園の整備を推進することが求められます。
- ・積極的な公園緑地などの整備により、市が緑を大切にする姿勢を市民に対し明確にしていく必要があります。
- ・公園には、都市における地域のコミュニティ活動の舞台としての機能が求められます。

【施策の方向】

- 1) 地域公園の整備
- 2) 身近な公園緑地の整備
- 3) 公園の維持管理・運営の充実とリフレッシュ
- 4) 多様な手法を活用した公園の整備

【施策の展開】

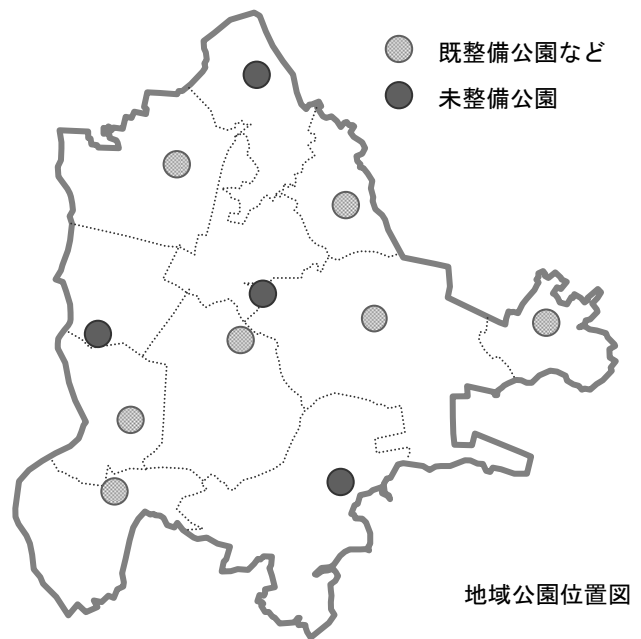
1) 地域公園の整備

各地域に1箇所の地域公園を位置づけ、地域のレクリエーションや防災の拠点としていきます。これらの公園は、幅広い年齢層の市民が快適に利用できるように、バリアフリー化を進めます。また、自然との調和のための環境整備や、コミュニティの育成のための拠点の整備に努めます。

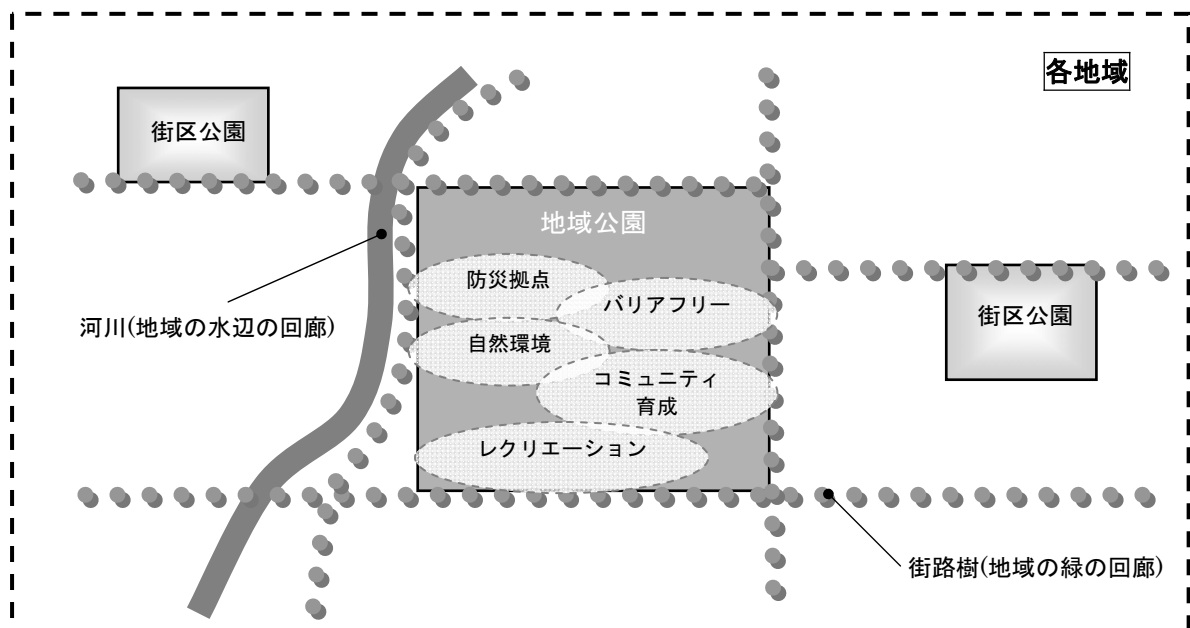
●地域公園の設定

地域公園は各地域に一箇所設定するものとします。対象は既存の運動公園・近隣公園・地区公園とします。これらが未整備の地域については、生産緑地地区などを活かして、公園整備に努めます。

松戸地域	松戸中央公園のリフレッシュ
矢切地域	柿ノ木台公園のリフレッシュ
明地域	松戸運動公園のリフレッシュ
古ヶ崎地域	生産緑地を活用した地区公園の整備
新松戸地域	新松戸中央公園のリフレッシュ
馬橋地域	市街地隣接地への地区公園整備
小金地域	生産緑地を活用した近隣公園の整備
小金原地域	小金原公園のリフレッシュ
常盤平地域	金ヶ作公園のリフレッシュ
東部地域	(仮) 紙敷第一公園の整備
六実地域	六実中央公園のリフレッシュ



地域公園位置図



地域公園の考え方

●地域公園の内容の充実

地域公園では、以下のような機能を持つ施設を整備します。現況でこれらの施設のない公園は、敷地の可能な範囲で施設を整備していきます。

・防災拠点化

地域防災計画と整合を取りながら地域の避難地の拠点として機能できるよう、努めます。

・バリアフリー化

施設のバリアフリー化を図り、誰もが利用しやすい公園づくりを目指します。

・自然環境に配慮した公園化

飛び石ビオトープとして、鳥類や昆虫が飛来できるように、樹林や食餌植物などの植栽に努めます。

・コミュニティの育成に資する公園化

近隣コミュニティのイベントや活動に使用できる多目的な広場などの整備に努めます。

・レクリエーション機能の強化

子どもから高齢者まで、さまざまなレクリエーションニーズに対応した公園づくりを目指します。

*バリアフリー

建物や道路・公園、公共交通機関等に存在する段差や危険を極力排除することで、あらゆる人があらゆる場所に、障壁なしで出かけられるようにしていくこと。

2) 身近な公園緑地の整備

既設の街区公園に加え、民間緑地・子どもの遊び場・生産緑地地区を活用して計画的な街区公園の整備に努めます。

また、市民の様々な要望に応えるため、歴史や自然・花を活かした多様な緑地の積極的な整備に努めます。

●街区公園の整備

街区公園は住居系用途地域や準工業地域で 250 m の誘致圏を満たすことを基本として配置していきます。

街区公園の不足地では、子どもの遊び場・生産緑地地区を活用し公園整備に努めます。また、公園用地の望めない不足地では、工場・店舗や公共施設の跡地などの適当な用地が出た際に、積極的に街区公園として整備していきます。

●クロスロードパークの整備

歩道にゆとりのある道路や都市計画道路・河川などの主要な交差点や橋詰めで、緑化可能な用地が発生した際には、クロスロードパークとして緑化に努めます。

●駅前緑空間の整備

駅前広場では、プランター設置だけでなく、植栽基盤の整備を行い、花や花木などを植栽することで、緑の空間としてグレードアップをしていきます。

●ポケット花壇づくりの促進

市民が日常的に土いじりができる空間を増やしていくため、市民団体が管理する花壇の整備を、河川や道路敷地内や公園などの公共の空間を利用して、引き続き整備していきます。

●湧水・親水施設の整備

水辺や自然にふれあえる空間を市内に増やすため、市内に残された湧水や水路を保全し、親水施設の整備を進めていきます。

●市民農園の開設支援

市民に土とのふれあいの場を提供していくため、農地の所有者に働きかけを行い、市民農園、体験農園、オーナー農園、観光農園の開設を促進していきます。また、市民農園の利用者同士のコミュニケーションの場づくりに努めます。

●市民緑地の整備の促進

樹林地の保全もかねて、市民の利用しやすい形態の平地林などを中心に市民緑地として指定し、散策や自然観察ができるよう整備を行っていきます。



街区公園（もえぎの風公園）



クロスロードパーク

3) 公園の維持管理・運営の充実とリフレッシュ

公園は、地域にあって貴重な緑の資源です。今後は、新たな公園を整備することだけでなく、これまで整備してきた公園をより魅力あるものとし、また地域のコミュニティの舞台となるよう活用していくことが重要となります。

そこで、市民のニーズを把握しながら、既存の公園の魅力の向上に向けた維持管理・利用・運営の充実を図るとともに、既存の街区公園を中心として開設からある程度の年数が経過し、周辺住民のニーズにあわなくなった公園の(全面的な)リフレッシュに努めます。

魅力ある公園づくりに当たっては、子どもたちの遊び場として安心・安全な公園づくり、バリアフリー化された人に優しい公園づくり、一時避難地としての安全性を高める公園づくりなどを基本に、みどりの市民力を活用していきます。

また、身近な緑について一定水準の緑の維持管理がなされるよう、管理水準の向上を目指します。

●公園の維持管理・運営の充実

公園をより市民に密着したものとし、利用者の満足を創出していくために、ニーズの把握や指定管理者制度の活用などに努め、公園の維持管理・運営の充実を図ります。また、公園の里親制度(アダプト制度)の創設や公園ガイドの育成、地域住民によるプレイリーダーの活用などを含め、より魅力ある公園づくりをパークマネジメントの観点から検討していきます。

さらに、公園の維持管理で発生した剪定枝や落ち葉のリサイクルの仕組みづくりを検討します。

●公園のリフレッシュ

開設から年数が経過し、周辺住民の利用実態にあわなくなった公園や遊具をリフレッシュします。公園のリフレッシュに際しては、利用者のニーズを反映させるために、周辺住民を含めたワークショップ などによって、維持管理や利用・運営などを含めたリフレッシュ計画づくりを行っていきます。

●公園のバリアフリー化

すべての市民にとって優しい場所とするため、出入口・園路・トイレ・水飲み場など、必要な施設のバリアフリー化を進めていきます。

●防災機能の確保

公園を災害時における一時的な避難場所や地域の復旧活動の場として機能させるため、防火植栽や災害活動スペースの確保に努めます。

●みどりの市民力による活性化

地域の公園づくりにおいては、地域の住民を中心とした、市民ボランティア、地域住民、学校・大学、企業との協力関係に基づくみどりの市民力によって推進していきます。

●緑の管理計画などの作成

公園などの緑の管理水準の向上を図るとともに、緑の特性に応じた効率的な剪定などの樹木の管理方法や管理時期について管理計画やマニュアルの作成に努めます。

●緑のリサイクルの推進

管理や清掃などにより生じた剪定枝や落ち葉などは、チップ化や堆肥化してリサイクルし、公園の緑や広場の管理などに使用します。今後は、市民や企業も参加できる仕組みづくりに努めます。

* 里親制度

公園などを養子にみたくて、市民などが親として維持管理を行う仕組み。

* プレイリーダー

子どもたちの遊びをサポートし、自由に遊べる環境を守る役割を持つ人材。

* ワークショップ

直訳では「仕事の間・作業場」。本計画では、何かしらの仕事や作業を共に行いながら、立場の違うもの同士の意見や技術の交換を行う実習タイプの研究会の事。近年、まちづくりや公園などの施設づくりの際に試みられている。

* PFI手法

公共が提供してきたサービスや施設建設や運営などについて、民間の資金や経営能力・技術などを活用し、民間が主体となって事業を進める手法。

4) 多様な手法を活用した公園の整備

借地による公園の確保や、土地の確保が困難な市街地などにおいて公園を確保するために人工地盤などの上部を活用した公園(立体都市公園)の整備、PFI 手法による民間資金の導入など、効率的に公園を整備する手法を検討します。

(2) 地域の緑と水辺の回廊づくり

【緑の現況】

- ・緑は、人間を含めたあらゆる生き物の生存において大切なものです。樹林地や公園などを連結する街路樹や河川は、生き物にとっての移動経路としてだけでなく、生息空間となっています。
- ・現在、市内には約 79kmの街路樹が整備されていますが、地域ごとの整備量に大きく差が出ています。緑の回廊として機能する街路樹は、小金原団地・常盤平団地・新松戸の中高層住宅地などでみられますが、その他の地域では連続性はなく単発的な街路緑化にとどまっています。
- ・街路樹は、緑の回廊を形成する重要な緑であるといえます。街路樹に関して市民からは、害虫が発生している、自宅の敷地内に枝が伸びてきている、枝が生い茂って日当たりが悪い、落ち葉で迷惑している、などの要望が多く寄せられています。
- ・植栽後 30 年以上経過しているものは、大きく成長し、街のシンボルになっています。
- ・病気に弱い、季節感に乏しいなどの理由で管理上の問題が多く、住民からも不評な樹種もあります。
- ・自然樹形型の管理をしているサクラ類、ケヤキは枯枝がよく発生します。枯枝は落下しやすく、歩行者や車両へ危険を及ぼしています。
- ・歩道の落ち葉の清掃は、沿道の住民が行っている場合がほとんどですが、紙袋や竹ぼうきの費用がかかる、高齢になって作業が辛くなった等の意見が寄せられています。
- ・坂川や国分川では、河川環境の再生が進み、水と緑の拠点としての役割を發揮しています。
- ・市民意識の中で、高齢社会の進展や都市防災への関心が高まっていますが、安全な歩道空間を持つ道路が少ない状況です。

【現況からの課題】

- ・うるおいのある街並みづくりのために、ゆとりある歩道空間を確保し、街路樹などにより歩行者空間の環境を改善していくことが求められます。
- ・ゆとりある歩道空間や河川を活かしながら、地域単位の回廊を形成することにより、公園や緑地、その他の歴史的・自然的資源の有効な活用を促すことが求められます。
- ・街路樹や河川の生き物の移動経路や生息空間としてのエコアップが望まれます。
- ・街路樹や沿道の緑化整備により市民にとって魅力的な道や街並みを増やしていくことが求められます。
- ・街路樹の生長によって管理に要する作業量が年々増大しており、効率的な管理手法の確立が求められています。
- ・街路樹の根元の除草、根元から伸びる細い枝の剪定等の軽微な作業については、緑の地域活動としての実施も検討中ですが、歩車道の幅員が狭いところが多く、作業中の交通事故の防止が求められます。

【施策の方向】

- 1) 地域の緑の回廊の形成
- 2) 適正な街路樹の維持管理
- 3) 地域の水辺の回廊の形成

【施策の展開】

1) 地域の緑の回廊の形成

都市の緑づくりで展開された幹線回廊とあわせ、地域の緑の回廊づくりを行います。このため、ゆとりある道路の整備にあわせて街路緑化を推進していき、地域全体の緑を結びつけます。

また、緑化の困難な細街路については、沿道の公共施設や民有地の緑化を進めることにより連続した緑の景観を街並みに加えていきます。

●ゆとりある道づくりの中での緑化

すべての市民にとってやさしい道づくりを目指し、ゆとりある歩道の整備を行い、これとあわせて歩道空間のゆるす範囲で、植樹帯や街路樹による緑化を行っていきます。

●コミュニティ道路づくりの中での緑化

商業地や住宅地の地区内道路では、生活環境の向上や歩行者や自転車の安全性を確保するための、歩車共存型のコミュニティ道路の整備にあわせて緑化を行います。

●沿道緑化の推進

連続した生物生息空間として緑の回廊の形成とエコアップに努めます。また、緑化困難な細街路については、周辺の公共施設や公園・住宅地・事業所などの沿道緑化を進めることで緑の連続した景観・環境を市街地に創り出していきます。

*コミュニティ道路

歩行者にとって快適な空間とするため、車道を蛇行させたり、車の速度を下げたり、交通量を減らすように配慮した道。

2) 適正な街路樹の維持管理

徒歩による街路樹のパトロールなどを定期的に行い、街路樹の適正な維持管理に努めます。

●専門家による街路樹診断

樹木医など専門家による街路樹診断を実施し、長期的な視野に立った街路樹保全・管理を行います。

●適正な植栽方法などの検討

病虫害の発生時における、農薬に依存しない管理手法の更なる向上を目指します。また、病気に強い樹種の選定や植栽方法などについて検討します。また、車道側の剪定に配慮するとともに、苗木を植栽した場合は、早い段階で将来の樹形を意識し、車道側の枝を中心に手入れを行います。

●市民の街路樹に対する意識啓発

街路樹の役割、市内の街路樹の見所、問題点等を分かりやすく説明する「街路樹出前講座」を積極的に行い、市民の街路樹への理解を深めます。

●市民による維持管理活動の支援

落ち葉の清掃については、街路樹沿道の市民の負担が少なくなるような、落ち葉回収方法を検討します。また、街路樹の保全・管理についても市民・企業など各主体の特性を活かした、みどりの市民力の導入を目指します。



樹木医による街路樹診断

3) 地域の水辺の回廊の形成

都市の緑づくりで展開された幹線回廊を補うものとして、江戸川低地部などで、水辺の環境整備に努め、地域の水辺の回廊づくりを行います。

●水辺の環境整備の推進

江戸川低地部には、江戸川や坂川などの河川のほかに、多くの水路などの水辺が存在しています。これらの水辺を地域で活用するために、水辺の環境整備や歩行空間の整備を行います。

(3) 緑の地域を創る緑化推進

【緑の現況】

- ・市ではこれまで、民間の宅地や商業施設などの開発に際して、緑化指導や公園の整備を促進してきました。
- ・商業施設が集積している地域では、地上部での緑化が進まない状況があります。
- ・民有地の緑化を促進させるための指導のほか、中高層のマンションを対象にした緑化推進モデル地区事業や、戸建て住宅に対する生垣設置の助成、工場や事業所に対するプランター貸し出しや花壇の設置負担事業などの緑化の支援事業を行ってきました。しかし、管理に対する負担感から、緑化推進モデル地区以外の支援策は、いまだ民有地緑化の効果的な施策とはなっていません。
- ・北総鉄道駅周辺の土地区画整理事業では地区計画が導入され、緑化が期待できる敷地のゆとりの確保などにより良好なまちづくりへの誘導を始めています。
- ・市内の公共施設の緑化率は、緑の基本計画の策定後に推進された積極的な緑化と樹木の生長などに伴い、平均して 43.4%と高い水準になってきました。しかしながら、緑化するスペースが残っている施設も存在しています。
- ・「花いっぱい運動」により、プランターの貸し出しや花壇の設置を行っており、その多くが市民や団体・企業の手によって管理されています。

【現況からの課題】

- ・特色ある良好な生活環境を持った緑の地域を形成するために、市民・企業など、みどりの市民力を担う各主体がみずから緑化を行える環境づくりと、支援策を充実させる必要があります。
- ・商業地での緑化を進めるために、地上部以外のスペースに緑を導入することが必要です。
- ・工場などの緑化を進めるために、緑化の指導・支援が必要です。
- ・市は、公共施設の緑化をさらに徹底させるために緑化基準を設け、率先して緑化を推進していく姿勢が求められます。また、生長した樹木の管理面での向上が必要です。
- ・民有地・公共施設の緑化スペースを確保し、効果的な緑化を進めるため、接道部を中心とした緑化を促進していくことが求められます。

【施策の方向】

- 1) 公共施設の緑化
- 2) 住宅地の緑化
- 3) 商業地の緑化
- 4) 工場・事業所の緑化
- 5) 多様な手法を活用した地域の緑化



【施策の展開】

1) 公共施設の緑化

公共施設は、これまで緑のまちづくりに貢献するよう、様々な緑化に努めてきましたが、緑の回廊を形成するような緑の空間の確保については、十分であるとはいえません。そこで、個々の施設が緑のまちづくりの中でさらに大きな役割を果たすことができるよう、施設ごとに緑化基準を定め、隣接する道路などと一体的な整備を図り、緑化のモデルとなることを目標とします。国や県などの施設についても、同様の緑化を要請していきます。

また、市民と市が協力して行っている「花いっぱい運動」を、みどりの市民力によって、できるだけ多くの公共施設で行えるように努めます。

●宅地開発事業による緑化基準の設定

松戸市における宅地開発事業等に関する条例(平成13年松戸市条例第35号、以下「宅地開発条例」という。)に、規模別の公共施設の緑化面積や接道部に対する緑化要件などの緑化基準の設定を検討します。

●公共施設の接道部緑化などの推進

景観法の制定を踏まえ、公共施設の緑化がより緑の景観づくりに役立つようにします。また、隣接する道路でゆとりある歩道整備が行われる際は、接道部をできるだけ緑化することで、総合的にうるおいのある公共空間を地域内に創り出していきます。

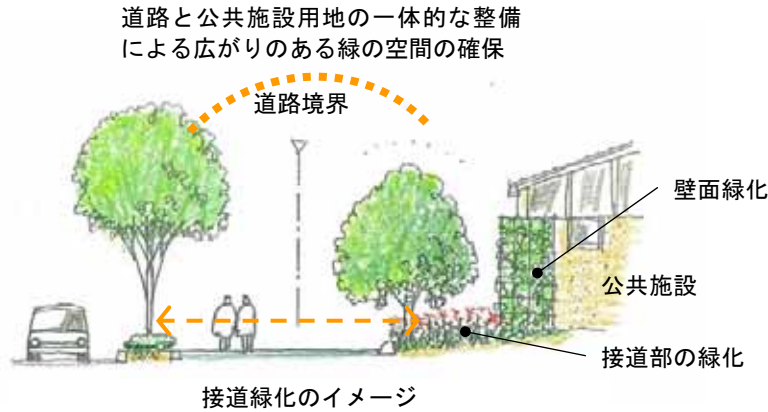
また、都市景観の向上や都市気象の緩和に役立てていくため、屋上緑化や壁面緑化を推進します。

●花いっぱい運動による花壇・プランターの設置の推進

支所・保育所・学校・消防署へのプランター・花壇の設置を引き続き行うとともに、みどりの市民力による「花いっぱい運動」の推進を目指します。

●学校緑化の推進

学校では、従来どおり緑化を推進していきます。特に、生垣などによる接道部緑化、子どもたちが土とふれあい、自然を学ぶための学校農園や学校教材園などの整備や、花いっぱい運動にあわせた花壇緑化を推進していきます。



2) 住宅地の緑化

市街地の中で最も大きな面積を占める住宅地では、都市計画手法や協定によるまちづくりの誘導によって、接道部緑化を推進していきます。また、花や緑が美しい魅力的な生活空間づくりに向けて、みどりの市民力によって積極的に進めるものとします。

●土地区画整理事業の際の地区計画による緑化を行いやすい環境づくり

今後、土地区画整理事業の行われる住宅地では、積極的に地区計画を適用し、宅地面積の最低限度・外壁後退などにより、緑化スペースを生み出し、生垣や庭木が植えられやすいような環境づくりを行っていきます。

●緑地協定による緑化推進

「暮らしが自然と調和する緑のふるさと」を目標とし、集合住宅や戸建ての住宅団地において、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を積極的に働きかけて、緑化を推進していきます。

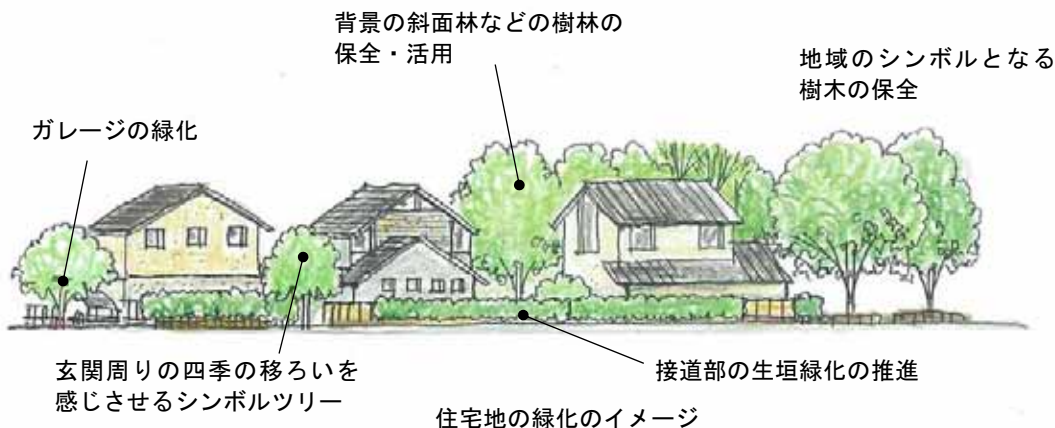
●宅地開発条例による緑化指導の継続

今後も、宅地開発条例による住宅地の緑化指導を行います。また、接道部緑化を行った場合、敷地内緑化率を緩和するなど、接道部緑化や壁面緑化を促進するための緑化指導を検討していきます。

●助成による接道部緑化の推進

現在の生垣助成制度を、生垣だけでなく壁面緑化などの接道部緑化への適用や、地域の緑と水辺の回廊に隣接する宅地の生垣や連続した数軒の生垣などへの助成の優遇を検討していきます。

さらに、市の広報・緑の機関誌・パンフレットなどを通じて積極的に接道部緑化助成をPRし、助成適用を増やすよう努めます。



3) 商業地の緑化

商業地では、再開発などの新しいまちづくりの中で、都市計画手法や指導により緑化の行いや環境づくりを誘導していきます。あわせて、様々な緑化助成・支援を行うことで、景観や都市環境の面でも満足できる商業地づくりを進めていきます。

●まちづくりにあたっての地区計画などによる緑化を行いやすい環境づくり

商業地でも緑化のための用地を確保するために、まちづくりなどの際には、地区計画により、道路境界からの距離を定め建築し、確保された空地を対象に緑化を誘導していきます。特に主要な道路に接した空地は、歩道空間とあわせて、ゆとりとうるおいのある歩行者空間を創り出していきます。

●宅地開発条例による緑化指導の拡大

住宅地と同様に今後も、宅地開発条例により店舗などの緑化指導を行います。また、接道部緑化を行った場合、敷地内緑化の率を緩和するなどして、接道部緑化を促進します。

●花壇整備の推進

商業地において、公共花壇の整備を引き続き行い、商店会などを中心としたみどりの市民力による「花いっぱい運動」を推進し、魅力的な空間づくりに努めます。

また、企業・商店などによる地域活動・社会貢献活動を通じた資金面や人的支援を促し、花いっぱいのみちづくりを目指します。

●助成による接道部緑化の推進

商業地の緑化誘導・指導の促進策として、住宅地の緑化であげた接道部緑化についての助成を、店舗にも適用し接道部の緑化を推進していきます。

●屋上緑化・壁面緑化や公開空地の緑化の誘導

商業地の緑を増やし、都市景観の向上や都市気象の緩和に役立てていくために、屋上緑化や壁面緑化を促進するとともに、公開空地などの敷地内のスペースの緑化を誘導していきます。



商業地における花緑化

4) 工場・事業所の緑化

工場・事業所の多い地域においては、緑の量は極めて少ない状況です。しかし、今後は企業による地域活動や社会貢献活動における資金面や人的支援を受け、市民と一体となったみどりの市民力の構築を目指すとともに、できるだけ緑化がなされるよう指導・誘導し、緑化助成・支援により緑化を促進していきます。



事業所における緑化

●宅地開発条例による緑化指導の拡大

工場立地法や工場等制限法の規制緩和により、今後の工業系用途地域内での工場の移転や新築が活発になることが予想されます。このため、新たな工場が立地または既存工場の建て替えの際には、良好な緑化を行ってもらうために、現在の宅地開発条例により緑化指導を行うほか、接道部の緑化基準を設けて緑化指導していきます。

●工場・事業所に対するプランター貸し出し・花壇設置の推進

現在、「基金事業」「花いっぱい運動」の中で行っている工場・工業会に対する、プランターの貸し出しや花壇の設置を引き続き行います。

●助成による接道部緑化の推進

工場の緑化誘導・指導の促進策として、住宅地の緑化であげた接道部緑化についての助成を、工場にも適用し、接道部の緑化を推進していきます。

5) 多様な手法を活用した地域の緑化

一定の広がりのある地域において、土地利用などに合わせた多様な手法を活用しながら、緑を総合的に確保していきます。

●屋上緑化・壁面緑化の誘導

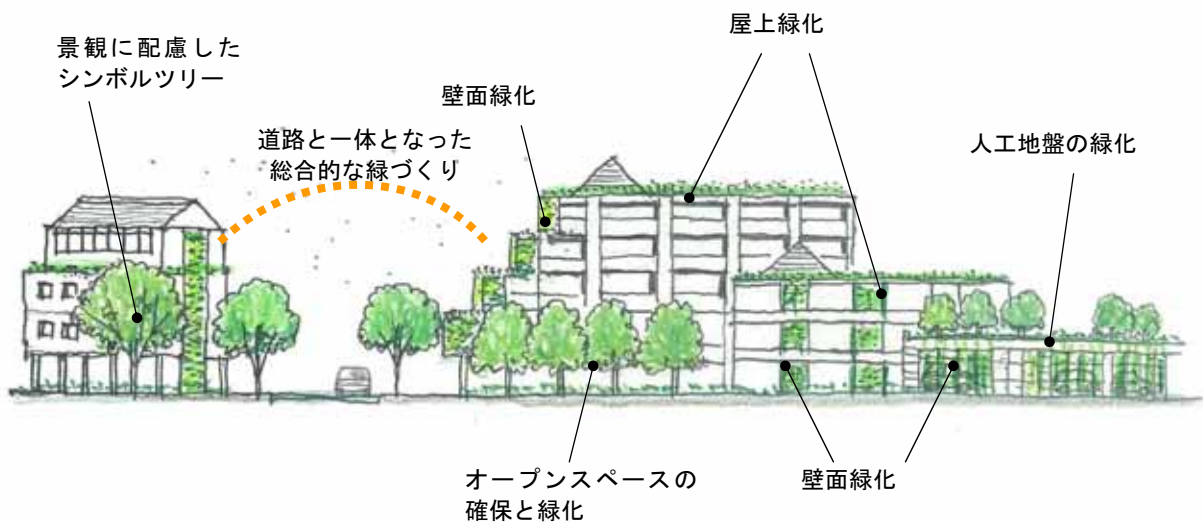
緑化のスペースなどが少ない市街地などにおいて屋上緑化や壁面緑化を推進していくために、助成制度などの必要な支援措置を検討します。

●緑化地域の指定の検討

良好な都市環境の形成を図る上で必要な緑が不足している市街地において、緑化を積極的に誘導し緑を創出するために、都市緑地法に基づく緑化地域の指定について検討します。

●景観形成に配慮した地域緑化の推進

景観形成上重要な地区などにおいて、景観形成施策と連携しながら、緑化の誘導を積極的に誘導していきます。



多様な手法を活用した緑化のイメージ